

第4次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（素案） 概要版

第1章 推進計画の概要

1. 推進計画策定の趣旨

これまでの取組状況などをふまえ、市民参画・協働の手法を通じて、市民・市民公益活動団体・事業者・学校そして市が協力し合い、地域の新たな課題解決に取り組む

2. 推進計画策定の経緯

平成21年 7月「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」施行
 平成22年12月「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定
 平成28年 4月「第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定
 令和 4年 4月「第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定

3. 推進計画の体系

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第18条に基づき策定し、市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに見直しを行う

4. 推進計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

5. 推進計画の推進体制と進行管理

市民参画及び協働によるまちづくり審議会が推進計画の進行管理を担う

6. 実施計画

P D C Aサイクルを確立し、推進計画の着実な推進を図る

第2章 現状と課題

1. 奈良市のまちづくりの現状と課題

- (1) 人口減少と市民ニーズの多様化……令和22(2040)年に本市の人口は30万人を割り込み、高齢化率は40%まで上昇する見込み
- (2) 住民自治の拡充……地域課題を解決するため、「補完性の原理」に基づき、地域住民が主体となって協働のまちづくりを進める必要がある。
- (3) 市民公益活動の展開……NPOやボランティア団体が活躍され、今後のまちづくりの担い手となることが期待されている。

2. 奈良市の実施計画の状況

- (1) 平成28年度より、「実施計画」の評価を行政だけでなく、協働相手からも意見と評価をもらい、意見交換や情報共有の機会の増加及びよりわかりやすい評価シートに変更
- (2) 協働に係る事業評価の意義や趣旨を理解してもらうため啓発用のチラシを作成

3. 第3次推進計画の取組

- (1) 市民参画及び協働の推進…市民参画の状況調査、パブリックコメントによる施策への市民の発案の反映、HPでの「推進計画」及び「実施計画」の発信
- (2) ボランティア・NPO活動の活性化…市民や市民公益活動団体と行政との役割分担の構築、ボランティアインフォメーションセンター及びボランティアセンターの運営を通じた市民公益活動団体への積極的な情報提供及び人材の育成、協働のための職員研修の実施
- (3) 地域活動の推進…自治会加入促進のチラシ作成・配布、地域自治協議会の設立支援及び設立後の活動支援、地域コミュニティ活動の拠点となる施設の整備

第3章 計画の推進

1. 基本的な考え方

目的 個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐこと

基本理念 条例第3条に掲げる5つの基本理念
 ①安全安心のまちづくり
 ②教育のまちづくり
 ③福祉のまちづくり
 ④緑あふれる美しいまちづくり
 ⑤個性豊かなまちづくり

基本原則 条例第4条に掲げる3つの基本原則
 ①まちづくりの公共性・公平性の確保、②対等・尊重、③役割分担

協働の原則 「ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」で示した9原則
 ①対等性、②相互理解、③自主性尊重、④自立化、⑤目的共有、⑥相互補完、⑦公開、⑧相互変革、⑨期限設定

2. 基本方針と施策の方向性

(1) 市民参画及び協働の推進

- ① 市政への市民参画の推進…市民参画・協働の推進手法に応じた情報発信、条例、計画等の策定段階で意見募集や意見交換を行う等をし、市民参画を推進する。
- ② 職員の意識改革・人材育成…各部署で行っている市民参画及び協働の取り組みや成果等の情報を共有する全庁的な協働の推進、職員が協働の意義や必要性を理解できるよう職員を対象とした協働の研修を実施する。

(2) ボランティア・NPO活動の活性化

- ① 協働型社会に向けた意識づくり…ボランティア活動の拠点となる施設の運営を通し、情報提供及びボランティアをコーディネートする人材の育成をし、市民のボランティア活動への意識づくりと環境を整備する。
- ② ボランティア・NPO団体・地域コミュニティや企業との協働…ボランティア・NPO・地域コミュニティや企業と積極的に連携することで多様な人材を発掘・確保し、より多くの市民参画・協働事業、公民連携事業を創造する。
- ③ 市民公益活動へのきっかけづくりと推進…より多くの市民がボランティア活動に関心を深め、積極的に活動に参加するため、ボランティアインフォメーションセンター・ボランティアセンターとの連携や、ボランティア登録制度を活用し、ボランティア事業の啓発及び担い手確保の支援を行う。

(3) 地域活動の推進

- ① 地域自治協議会の設立及び運営支援…地域自治協議会設立及び推進に取り組む地域に対する支援を行う。
- ② 庁内連携体制の強化…関係課とのパイプ役となる地域づくりコーディネーターを配置し、地域の課題解決に向けた支援を行う。
- ③ 自治会加入促進…各地区自治連合会及び単位自治会等と連携し、効果的な自治会加入促進の取組みを推進するとともに、役員の負担となっている行政からの依頼事項等への見直しを進める。